

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
1901.10	<p><b>1. 乳幼児用調製粉乳 (Follow-up formula)</b></p> <p>本品は、粉末状で、正味 700gの小売用の容器入りにしたものである。脱塩したホエイパウダー、スキムミルクパウダー、植物油混合物、乳糖、ガラクトオリゴ糖シロップ、ホエイたんぱく質濃縮物、魚油、ビタミン、ミネラル及び食品添加物から成る。本品は、水と混合した後に消費するものとして、生後 6 ヶ月以降の乳児及び幼児向けに販売される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><b>2. 乳幼児用調製粉乳 (Follow-up formula)</b></p> <p>本品は、粉末状で、正味 900gの小売用の容器入りにしたものである。スキムミルクパウダー、マルトデキストリン、乳脂肪、ガラクトオリゴ糖パウダー、ショ糖、脱塩したホエイパウダー、とうもろこし油、ホエイたんぱく質濃縮物、魚油、ビタミン、ミネラル及び食品添加物から成る。本品は、水と混合した後に消費するものとして、1歳から3歳の幼児向けに販売されるが、生後 6 ヶ月以降の乳児にも適している。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2710.19	<p><b>2. 灯油及びパラフィンの混合物</b></p> <p><u>本品は、淡黄色から明るい褐色の液状の混合物であり、 灯油（50%）及びパラフィン（50%）から成る。パラフィンは、脱酸した植物油の水素化により得られた炭素数 9 から 15 の飽和炭化水素から成る。ASTM D 86 の方法による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90% 未満のものであり、ジェットエンジン用の燃料として使用される。</u></p> <p><u>通則 1（第 27 類注 2）及び 6（第 27 類号注 4）を適用</u></p>		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3809.91	<p><b>5. 調製品</b></p> <p>本品は、小売用のプラスチック容器（75mlから 5L）に入りにした調製品で、不透明で粘着性のある香料入りの液体である。第四級の界面活性剤（アンモニウムトリエタノールジアルキルエステルメトスルホン酸塩（ammonium triethanol dialkyl ester methosulfate）、アクリルアミド重合体（acrylamide polymer）及びアクリル酸アンモニウム（ammonium acrylate））（4%）、香料、鉱物油、ポリマー、トリアルキルアミンホスホン酸（助剤）、乳酸（強化剤）、着色剤及び水（95%）から成る。本品は、静電気による衣類のまとわりつきを防止し、衣類をやわらかくするために使用されるものであり、洗濯の最後のすすぎ時に加えられる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>7308.90</b></p> <p><b>7. 街灯用の鉄柱 (Octagonal steel columns)</b></p> <p>本品は、長さが 4 メートルから 9 メートルの鉄柱で八角柱の形状をしており、以下の構成物品とともに未組立ての状態で提示される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 直径 60 ミリメートルの管状ブラケットで、照明源を設置または固定するための装置が取り付けられた 1 以上の枝状部分から成る</li> <li>— 鉄柱を地面に取り付けるためのアンカーボルト</li> <li>— 構成物品の組み立てに用いられる付属品（ボルト、ナット及び座金）のパッケージ</li> </ul> <p>当該鉄柱及び構成物品には、電気装置または照明源は取り付けられていない。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>	<p>(新規)</p>

